

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 藤井興業株式会社(法人番号3100001022716)  
業者の住所 : 長野県飯田市上郷黒田3881
- 2 指名停止措置期間 : 令和5年11月1日 から 令和5年11月14日 まで(2週間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 有資格業者である上記法人は、令和4年10月3日、飯田市内の民間発注の建物解体工事現場において、安全管理不適切により作業員1名を死亡させる工事関係者事故を発生させたことにより、同社及び同社代表取締役が労働安全衛生法違反により各々罰金刑に処せられた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)  
付表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内